



生活

平成21年度「土地月間」の実施について

10月は土地月間です。一定面積以上の土地を売買等の取り引きで取得した場合、国土利用計画法により、知事への届出が必要です。

▽届出が必要な面積

①都市計画法による市街化区域（2000㎡以上）

②①以外の都市計画区域（5000㎡以上）

③都市計画区域以外の地域

情報コーナー

（1万㎡以上）

▽届出期間：売買等の契約を結んだ日から契約日を含めて2週間以内

▽届出先：土地の所在する市町村役場

なお、届出用紙は各市町村役場および県民局にあります。また、岡山県のホームページからもダウンロードできます。

届出をされなかった場合、法律により罰せられることがありますので、必ず届出を行ってください。

■問い合わせ 企画課企画係 (TEL) 210208

税を考える週間

11月11日(水)から17日(火)は「税を考える週間」です。

税務署は、税の仕組みや使い道、暮らしに役立つ身近な税の知識と理解を深めていただくため、次のとおり「租税作品展」を行います。

会場には分かりやすい税のパンフレットを用意していますので、気軽にご来場ください。

▽期間：11月10日(火)～17日(火)

▽会場：ポルカ天満屋ハピータウン1階セントラルコート

■問い合わせ 高梁税務署総務課 (TEL) 22546

源泉所得税の年末調整説明会

税務署は、平成21年分の年末調整の手続きおよび法定調書等の提出方法について、説明会を開催します。

なお、地域または対象者によって開催日時や会場が異なる。

納期限(口座振替日)のお知らせ ～納期までに納付してください～

納付月	税(料)目	期	納期限(口座振替日)	口座振替申込期限
10月	市民税・県民税(普通徴収)	3期	11/2(月)	9/24(木)
	国民健康保険税(普通徴収)	4期		
	介護保険料(普通徴収)			
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			
11月	国民健康保険税(普通徴収)	5期	11/30(月)	10/20(火)
	介護保険料(普通徴収)			
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			

<注意> 該当月分からの口座振替を希望される場合は、左記の期日までに金融機関へ申し込みが必要です。

※口座振替を登録されている場合は、口座振替日前に預金残高の確認をお願いします。

■問い合わせ 税務課収税係 (TEL) 210215、保険課健康保険係 (TEL) 210258

りますので、ご注意ください。

開催日	開催時間	開催場所	対象者
11/18 (水)	10:00~ 11:30	文化交流館	高梁地域の法人
	13:30~ 15:00		高梁地域の個人 および有漢地域の 個人・法人
11/25 (水)	13:30~ 15:00	成羽総合福祉 センター	成羽・川上・備 中地域の個人お よび法人

■問い合わせ 高梁税務署調
査部門 (TEL) 2546)

農業振興地域の農用地 除外の申し出

農業振興地域の農用地に指
定されている田や畑の転用
は、農用地を農業振興地域か
ら除外する申し出を行って、
県の同意を得た後でなけれ
ば、農業委員会に農地転用の

申請をすることができませ
ん。

除外申し出の受付を11月30
日(月)まで行いますので、農地
転用を予定されている人は申
し出てください。

なお、県の同意は平成22年
3月末の予定です。

■問い合わせ 農林課農業振
興係 (TEL) 0223)、各地域
局地域振興課まちづくり推進
係

下水道への接続と 正しい利用について

下水道は、トイレの水洗化
により生活環境が改善される
ほか、家庭や工場からの汚水
を処理して流すことで、きれ
いな川や海が守られています。

下水道整備済み区域内にお
住まいの人で、まだ下水道へ
接続されていない人は、一日
も早い接続をお願いします。
また、下水道は次のことに
気をつけて正しく利用しまし
よう。

・野菜くずや残飯、食用油な
どは配水管に流さない

・生ごみはクリーンネットな
どで集め、燃やせるごみに
・食用油は新聞などに染み込
ませるか、凝固剤で固めて燃
やせるごみに

○下水道の汚水量の認定方法
について

下水道への接続が完成し、
井戸水を使用して、下水道に
流す場合も、下水道使用料が
必要になります。

その場合、汚水量の認定方
法は次のとおりです。

汚水量の認定方法

上水道のみ使用	上水道の使用量=下水道の使用量
井戸水のみ使用	世帯員3人までは1人につき7m ³
	4人目以降は1人につき3m ³
上水道と井戸水 を併用	世帯員3人までは1人につき4m ³
	4人目以降は1人につき2m ³ を上水道の使用量に加算
井戸水を営業用 に使用	使用の状態に応じて決定

国民年金

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が社会保険料控除の対象になります。社会保険料控除を受けるには、支払いを証明する書類の添付、または提示が必要です。

そのため、今年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に社会保険庁から送付されますので、年末調整や確定申告の際には、この証明書(または領収証書)をご利用ください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納付された人は、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を持って申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている社会保険事務所へお問い合わせください。

■問い合わせ 市民環境課戸籍住民係 (TEL) 0252)
岡山社会保険事務局高梁事務所 (TEL) 0572)

○井戸水を使用している人へ
井戸水を使用している人
は、利用者の数に変更があれ
ば届出をお願いします。
また、井戸を新設したとき

や、廃止したときにも届出を
お願いします。
■問い合わせ 上下水道課下
水道業務係 (TEL) 0244)